

**エンドユーザーライセンス条項
サブスクリプションサービスライセンス**

バージョン D6-7-17

本サブスクリプションサービスライセンス条項（以下「ライセンス条項」）は、DigitalGlobe, Inc.（以下「DigitalGlobe」）から直接、または DigitalGlobe の認定販売代理店のいずれかからサブスクリプションサービスライセンスの対象となる製品のライセンスを取得し、製品を使用する際に適用されるものとします。本ライセンス条項は、主たる営業所の所在地をアメリカ合衆国、1300 W. 120th Avenue, Westminster, Colorado 80234 に有する DigitalGlobe とカスタマーとの間で締結されます。本ライセンス条項には、カスタマーによる製品へのアクセスおよび製品の使用に関する一般条項が含まれています。該当するカスタマー契約は、カスタマーが購入したサブスクリプションサービスライセンスに関する条項を定めるものとします。

カスタマー契約に署名またはその他の方法で承認、サブスクリプションサービスライセンスが付与される製品をダウンロード、アクセス、使用することによって、該当する場合は、カスタマーおよびそのグループメンバーを代表して、本ライセンス条項の締結を承諾し、同意するものとします。企業、その他の法人、政府機関を代表して本ライセンス条項を締結する場合は、本ライセンス条項の利用規約に当該組織を拘束する権限を有していることを表明するものとします。本ライセンス条項で使用される特別な意味の用語は第 14 条で定義されます。

1. **ライセンスの付与。** サブスクリプションベース、場合によってはカスタマー契約に定められるトランザクションベースに基づいて、製品のライセンスは付与されるものとします。

1.1 **サブスクリプションモデル。** サブスクリプションモデルでは、（製品からアクセスできる画像製品を含む）製品を、期間中、シートごとにカスタマーは利用できます。期間中、DigitalGlobe は、カスタマーおよび認定ユーザーが、下記に付与されるライセンス権の行使のみにおいて製品を利用できるようにします。

(A) **ライセンスの付与。** 適用される料金の支払いなどの本ライセンス条項および該当するカスタマー契約をカスタマーが遵守することを条件に、期間中、DigitalGlobe は、以下の操作を行うための非独占的、譲渡不能、制限付きのライセンスをカスタマーが設定したユーザーに付与するものとします。

(i) カスタマーの内部使用に限定された画像製品の保存、アクセス、評価、使用、および複製

(ii) 画像製品のデリバティブの開発および以下を目的とした使用

(1) **画像デリバティブ。** カスタマーは、フォーマット、編集、デジタル化、およびデータの組み合わせによる画像製品の画像デリバティブの処理、変更、改善、適用、および作成を行い、カスタマーの社内利用に限定して画像デリバティブの使用と複製を行うことができます。

(2) **機能デリバティブ。** カスタマーは、本ライセンス条項の第 7 条に規定される所有権に関する要件に従うことを条件に、識別、測定、解析によって、機能デリバティブを作成するために画像製品から地理的特徴、人工的特徴、人または動物のデータ、関連データを抽出することができ、機能デリバティブをすべての目的に使用できます。

(B) **シート。**（製品を介してアクセス可能な画像プロダクトを含む）製品は、該当するカスタマー契約に定められる認定ユーザーの数だけ利用できるものとします。複数の認定ユーザーが同じシートを利用することは認められておらず、特定の認定ユーザーアカウントには 1 人の個人しかアクセスすることはできません。ただし、認定ユーザーをスワップアウト、削除、停止し、新しい認定ユーザーがシートを開けるよう割り当てを行うことは可能です。カスタマーが新たにシートを追加したい場合は、シートを追加するために DigitalGlobe または認定販売代理店とカスタマー契約を締結する必要があります。カスタマーは、シートを提供する各認定ユーザーを文書化する責任があり、DigitalGlobe の要求に応じて、カスタマーは各シートの使用状況に関する情報を DigitalGlobe に提供する必要があります。

1.2 **トランザクションモデル。** トランザクションモデルでは、製品（製品を介してアクセス可能な画像プロダクトを含む）は、購入したトランザクションの数に基づいて、期間中、カスタマーが利用できるものとします。無制限の認定ユーザーが、製品を利用できます。期間中、DigitalGlobe は、トランザクション単位でカスタマーおよび無制限の数の認定ユーザーが、下記に付与されるライセンス権の行使のみにおいて製品を利用できるようにします。

(a) **ライセンスの付与。** 適用される料金の支払いなどの本ライセンス条項および該当するカスタマー契約をカスタマーが遵守することを条件に、DigitalGlobe は、無制限の数の認定ユーザーがトランザクションを実行するための非独占的、譲渡不能、制限付きのライセンスをカスタマーの無制限の認定ユーザーに付与するものとします。

(i) カスタマーの内部使用に限定された画像製品の保存、アクセス、評価、使用、および複製

(ii) 画像製品のデリバティブの開発および以下を目的とした使用

- (1) **画像デリバティブ**。カスタマーは、フォーマット、編集、デジタル化、およびデータの組み合わせによる画像製品の画像デリバティブの処理、変更、改善、適用、および作成を行い、カスタマーの社内利用に限定して画像デリバティブの使用と複製を行うことができます。
- (2) **機能デリバティブ**。カスタマーは、本ライセンス条項の第7条に規定される所有権に関する要件に従うことを条件に、識別、測定、解析によって、機能デリバティブを作成するために画像製品から地理的特徴、人工的特徴、人または動物のデータ、関連データを抽出することができ、機能デリバティブをすべての目的に使用できます。

1.3 ダウンロード画像。カスタマー契約に基づき、適用される料金の支払いなどを含む本ライセンス条項および該当するカスタマー契約を遵守して、製品から画像製品のダウンロード（以下「ダウンロード画像」）を許諾された場合、期間中、DigitalGlobeは、非独占的、譲渡不能、制限付きライセンスをカスタマーに付与し、認定ユーザーは、サブスクリプションモデルまたはトランザクションモデルに基づいてダウンロード画像を使用することができます。さらに、カスタマーは、ダウンロード画像またはダウンロード画像の画像デリバティブを、抽出不可能およびダウンロード不可能な以下の方法で、公共のウェブサイト上に表示することができるものとします。

- (a) 1つのドメイン名
- (b) 2048×2048 ピクセル
- (c) 製品の画像解像度以下の解像度
- (d) .png、.gif、.jpg、.jpeg、.jpe、.jfif、.bmp、.pdf、または地理参照情報を含まないその他の形式（TIFF、NITF、GeoPDF、JP2、およびJPEG2000 は許可されていません）
- (e) (収集日・時刻、媒介、バンドコンビネーションメタデータのみ抽出分とともに公開可能
- (f) 下記第7条で求められる通り画像が DigitalGlobe のものであると適切に指示していること

2. サブライセンス権。カスタマーは、グループメンバーに本ライセンス条項の第1条でカスタマーに付与されるものと同じ権利をサブライセンスすることができます。したがって、各グループメンバーおよび認定ユーザーは、自らの内部使用のために本ライセンス条項の第1条で付与される権利を行使することができます。製品がサブスクリプションモデルによってライセンスされている場合は、カスタマーは、製品およびダウンロード画像にアクセス、使用するカスタマーおよび各グループメンバーの各認定ユーザー分のシートを購入しなければなりません。製品がトランザクションモデルによってライセンスされている場合は、カスタマーは、製品およびダウンロード画像にアクセス、使用するカスタマーおよび各グループメンバーの認定ユーザーの数に足りるトランザクションを購入しなければなりません。カスタマーは、シートを提供する各認定ユーザーを文書化する責任があり、DigitalGlobeの要求に応じて、カスタマーは各シートの使用状況に関する情報を DigitalGlobe に提供する必要があります。さらに、カスタマーは本ライセンス条項と同じ利用規約を含むサブライセンス契約を、各グループメンバーと締結する責任を負います。カスタマーは、各グループメンバーが本ライセンス条項を遵守していることを保証し、製品または本ライセンス条項の違反に関連するグループメンバーのすべての作為と不作為について責任を負うものとします。グループメンバーまたは認定ユーザーによる本ライセンス条項の違反は、カスタマーによる違反と見なされます。

3. 追加ライセンス権。

3.1 NGO/GDO ライセンス権。NGO/GDO ディスカウントに基づく製品のライセンスをカスタマーが取得した場合は、本ライセンス条項の第1.3条に定められる権利に加え、期間中、DigitalGlobeは、カスタマーに非独占的、譲渡不能、制限付きのライセンスを付与し、製品の一部のまたは許可された画像デリバティブを公開し、ハードコピー、放送、出版の電子形式、ウェブサイト、動画・映画、その他の類似メディアのテキストまたは報道価値のある出来事を補完することを認めるものとします。許可された画像デリバティブを、上記第1条に定められる同じ形式の制限および要件に従うという条件で、公開できるものとします。

4. ライセンス期間。各製品のサブスクリプションサービスライセンスの期間は発効日に開始し、本ライセンス条項の第12条に従って終了しない限りは、カスタマー契約に定められる通り、その期間継続します。トランザクションモデルでは、カスタマーは、本ライセンス条項に定められる出荷日からから1年以内に、購入したすべてのトランザクションを使用する必要があります。このトランザクションによって生じたダウンロード画像は、同じ1年間に限り使用することができます。ただし、1年の期間が満了したときに、本サブスクリプションおよびライセンス期間は自動的に更新され、カスタマー契約に基づき適用されるライセンス料の請求書がカスタマーに送付されます。ライセンスの更新を希望しない旨を、現存する期間の終了日の30日以上前に、カスタマーが DigitalGlobe または認定販売代理店に通知した場合は、この限りではありません。トランザクションモデルに関しては、カスタマーが DigitalGlobe またはその認定販売代理店に上記に表示されている料金の変更を通知しない限り、カスタマーは、現在のトランザクション層と同じ水準の請求を受けることになります。

5. 制限。

5.1 DIGITALGLOBE プラットフォーム。製品は、DigitalGlobe プラットフォームを通じて、カスタマーとその認定ユーザーが利用できるものとします。製品は、カスタマーが、該当する DigitalGlobe プラットフォームにアクセスするための資格条件を提供し、製品が DigitalGlobe プラットフォームで使用可能になったことを通知する電子メールを DigitalGlobe が送信した時点で提供されたものとみなされます。

- (a) **認定アクセス。** 認定ユーザーは、DigitalGlobe 提供する特定のアカウントとパスワードを使って、インターネット経由で DigitalGlobe プラットフォームにアクセスします。カスタマーが唯一、そのパスワードとアカウントの機密性、セキュリティ、使用に対する責任を負います。DigitalGlobe は、カスタマーに割り当てられたパスワードやその他のセキュリティ対策を使用する人物から受信した情報を信頼する権利を有し、この信頼性対して一切の責任を負いません。
- (b) **使用の制限。** カスタマーは、認定ユーザーが DigitalGlobe プラットフォームへのアクセスおよび使用、本ライセンス条項を遵守することの責任を負うものとします。カスタマーは、DigitalGlobe プラットフォームへの不正アクセスおよび不正使用を防止するために商業的な合理的努力を行い、不正使用を認識した際は、速やかに DigitalGlobe に通知するものとします。
- (c) **無効デバイス。** カスタマーは、そのシステムから DigitalGlobe のシステムに送信、またはその他の方法で損害を与える可能性のある無効デバイスを取り除くために、ウイルス検出・スキャンプログラムを使用するなど、商業的な合理的努力を行うものとします。カスタマーが、DigitalGlobe のシステムまたはコンピュータに無効デバイスが送信されたと認識した場合は、カスタマーは速やかに、その送信、ウイルスまたはその他のデバイスの性質を DigitalGlobe に通知するものとします。DigitalGlobe は、DigitalGlobe プラットフォーム、その他の DigitalGlobe コンピューティングシステムおよびネットワークにカスタマーがアクセスできないようにし、無効デバイスから DigitalGlobe コンピューティングシステムおよびネットワークを保護します。カスタマーが、権限のない人物に DigitalGlobe プラットフォームにアクセスまたはアクセスを試みさせるなどして、DigitalGlobe のセキュリティ対策に違反した場合も同じです。カスタマーのアクセスを無効にした場合、実行可能な限り速やかに DigitalGlobe はカスタマーに通知します。
- (d) **変更。** DigitalGlobe は、独自の裁量で、DigitalGlobe プラットフォームの機能およびコンテンツを追加、削除、中止する権利、DigitalGlobe プラットフォームの仕様、設計、デザインの変更および修正を行う権利を有します。

5.2 使用制限。 カスタマーは、製品は DigitalGlobe の資産であり、DigitalGlobe の貴重な資産と機密情報が含まれていることを理解し、同意するものとします。したがって、本ライセンス条項の第 1 条から第 3 条で明白に許諾されている以外に、カスタマー、グループメンバー、認定ユーザーは次のことを許諾されていないものとします。

- (a) 製品または画像デリバティブを第三者に配布、サブライセンス、賃貸、販売、リース、貸与すること。
- (b) 製品または画像デリバティブを、第三者にサービスを提供するなど第三者の事業のニーズのために使用すること。
- (c) 製品または DigitalGlobe プラットフォームに含まれている保護の電子形式またはその他の形式を削除、回避、迂回すること。
- (d) 製品に含まれる著作権表示、著作権管理情報、独自の凡例を変更、隠ぺい、削除すること。
- (e) 認定ユーザー以外の誰かが製品を利用できるようにすること。
- (f) 製品または DigitalGlobe プラットフォームを利用して、侵害的、中傷的、違法、不法な資料を保存または送信すること。
- (g) 法律で許可されている範囲で、製品または DigitalGlobe がベースとするアルゴリズム、データベース、データ構造をリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、その他の方法で引き出そうと試みること。
- (h) 製品または DigitalGlobe プラットフォームの動作に干渉、カスタマーの所有、用途ではないアクセスデータにアクセスしようと試みること。
- (i) 商業目的など本ライセンス条項で明示的に許諾されていない何らかの目的のために製品または画像デリバティブをその他の方法で使用、アクセスすること。

カスタマーは、認定ユーザーの本ライセンス条項の遵守を保証する責任、認定ユーザーの作為と不作為に対する責任を負うものとします。本ライセンス条項においてこれと矛盾する定めがあるとしても、製品に含まれる第三者のコンテンツは、エンドユーザーライセンス契約の利用規約、製品に付随および DigitalGlobe のウェブサイト上に掲載される追加条項に従うものとします。

5.3 使用量制限。 製品およびダウンロード画像のカスタマー使用量は、該当する製品仕様とカスタマー契約に定められる通りに制限されるものとします。

6. 所有権。 DigitalGlobe または DigitalGlobe の指示の下に第三者によって行われた変更、改善、その他の修正を含む製品および DigitalGlobe プラットフォームのすべての権利、権限、利益、およびそれに含まれるすべての知的財産権は、適用対象となる場合は、DigitalGlobe またはその提供者が単独で独占的に所有する資産とします。画像デリバティブおよびカスタマーまたはグループメンバーが画像デリバティブの作成において行った改善または変更、および画像デリバティブの作成においてカスタマーまたはグループメンバーが貢献した新規資料 (DigitalGlobe が所有する既存の資料を除き、画像デリバティブへの統合、反映、作り直し、変換、または適用を含むがそれに制限されない) に関するすべての知的財産権を含むすべての権利、権限、および利益は、カスタマーまたはグループメンバーが独占的に所有する資産とします。ただし、改善、変更、および貢献資料におけるカスタマーまたはグループメンバーの所有権は関係なく、カスタマーまたはグループメンバーによる画像デリバティブの使用は、本ライセンス条項の第 1 条から第 3 条および第 5 条に規定されるライセンスおよび使用制限の対象となるものとします。機能デリバティブに関するすべての知的財産権を含む権利、権限、および利益は、カスタマーまたはグループメン

バーが独占的に所有する財産とします。ただし、機能デリバティブに関するカスタマーまたはグループメンバーの所有権に関係なく、カスタマーまたはグループメンバーによる機能デリバティブの使用は、本ライセンス条項の第1条に規定されるライセンスおよび使用制限の対象となるものとします。ライセンス条項で明示的にカスタマーに付与されていないすべての権利はDigitalGlobeが保有します。

7. **所有権。** カスタマーは、DigitalGlobeまたは製品の著作権、商標、その他の所有権を削除、変更、隠ぺいすることはできず、すべてのコピーに通知が複製されていることを保証するものとします。デリバティブには、「[製品] © [西暦] DigitalGlobe, Inc.」という著作権表示を含むか、隣接して表示しなければなりません。
8. **ライセンス条項の遵守**
 - 8.1 **証明書。** DigitalGlobeの書面による要求に応じて、暦年に一度、カスタマーは本ライセンス条項に基づいて付与されるライセンスの遵守を証明することとします。カスタマーがこの証明を提供できない場合、カスタマーは誠実に、DigitalGlobeに適切なライセンスタイプを伝え、不遵守の救済策として適切な手数料を送金するものとします。それに加え、DigitalGlobeは、本ライセンス条項の第12条に基づき、すべてのライセンスと本ライセンス条項を終了させる権利を有します。
 - 8.2 **監査。** DigitalGlobeまたはその認定を受けた代表者は、カスタマーが本ライセンス条項と本条項において付与されるライセンスを遵守しているかどうかを判断するために監査を実行する権利を有するものとします。カスタマーは、製品のカスタマー使用に係る事業の所在地、帳簿および記録、従業員、契約者に、DigitalGlobeの監査役がアクセスすることを許可するものとします。監査には次の要件が必要となります。(a) 30日前までに書面による通知を行うこと。(b) 暦年に一度実施すること。(c) 3年の監査期間に制限されること。ただし、不遵守事項が見つかった場合は、監査期間が延長されるものとします。(d) 合理的な営業時間内に実施されること。(e) 合理的な機密性の要件に従うこと。
 - 8.3 **監査結果。** 監査の結果、不遵守事項が見つかった場合、DigitalGlobeは、自己の裁量で次のことを行うことができるものとします。(a) 元のライセンス付与時の標準的なDigitalGlobe料金に基づいて、追加ライセンス料を請求すること。(b) 元の料金支払期日の時点から、(i) 月額1.5%、または(ii) 適用される法で認められる最大の率で利子を計算すること。(c) 追加料金が監査期間中に支払われた手数料の5%を超える場合は、監査の費用を回収すること。(d) 本ライセンス条項の第12条に従って本ライセンス条項とDigitalGlobeライセンスを終了させること。カスタマーは、請求書の日付から30日以内に、すべての請求書に対する支払いを行う必要があります。
9. **カスタマーによる補償。** 本ライセンス条項の第13条6項または第13条7項のカスタマーによる違反を含むカスタマーの製品使用を原因とするDigitalGlobeまたは認定販売代理店に対する請求に対しては、DigitalGlobeが無害であるとカスタマー防衛、認識、補償するものとします。
10. **保証および免責事項。** DigitalGlobeはカスタマーに対してDigitalGlobeの出荷により、製品は、適用される製品仕様の重要な点をすべて遵守していることのみを保証します。本保証の違反に対するDigitalGlobeの唯一の義務およびカスタマーの唯一の救済策は、DigitalGlobeの選択と費用で、(i) 不適合製品の修理または交換、あるいは、(ii) 不適合製品にカスタマーが支払ったすべての費用を返金するものとします。本保証に基づく請求は、製品の初回の出荷後30日以内に行われなければなりません。不適合がDigitalGlobe以外による事故、乱用、誤用、修正、または本ライセンス条項のカスタマーの違反に起因する場合、本限定保証は無効となります。商品性、特定の目的に対する適合性、タイトル、非侵害、第三者の知的財産権、慣例、貿易、平穩享受、情報、コンテンツ、結果の正確性、その他の法的要件に基づいて生じる条件など、明示、黙示、法定に関わらず、第10条で明示的に保証されている場合を除き、どのような種類の保証もない「現状のままで」製品は提供されます。製品が正確、現行、完全であること、製品がカスタマーのニーズや期待に応えること、製品操作にエラーが発生せず中断することがないことを、DIGITALGLOBEが保証するものではありません。また、空間、分光、時間精度は保証されていません。
11. **責任の制限。** データの紛失または損傷、データの不正確、予想される収益または利益の損失、業務の停止、資産の毀損、暖簾の毀損などの特別、間接的、偶発的、典型的、懲罰的、結果的損害に対しては、予見可能だったかどうか、当事者が損害の可能性を助言されていたかどうか、本ライセンス条項または本条項の限定救済策の本来の目的の不履行に関わらず、DigitalGlobeはいかなる場合も責任を負わないものとします。製品に由来、または関連して生じるDigitalGlobeの総合的な責任は、請求が起こされた製品に対してカスタマーが支払った金額を超えることはありません。上記の制限は、契約違反、保証違反、補償、過失、厳格責任、不当表示、その他の不法行為、監査請求の違反を含むすべての訴訟原因に適用されるものとします。
12. **終了。** カスタマーまたはグループメンバーが本ライセンス条項またはカスタマー契約に著しく違反し、書面による通知を受けてから30日以内に違反を是正できなかった場合、DigitalGlobeは、カスタマーに書面で通知することによってサブスクリプションサービスライセンスを終了することができます。カスタマーは、(a) 製品の利用を中止すること、(b) 永久的にすべてのデバイスとシステムからダウンロード画像とデリバティブを削除し、ディスク上のコピーを破棄すること、および(c) 製品の使用を中止し、ダウンロード画像とデリバティブのコピーをすべて削除または破棄したことを書面でDigitalGlobeに証明することによって、いつでもグループライセンスを終了することができます。ただし、カスタマーはすべてのライセンス料金を完全に支払う責任を負います。サブスクリプションサービスライセンスの終了または満了時に、カスタマーは、(i) 製品およびデリバティブの使用の中止したこと、(ii) 永久的にすべてのデバイスとシステムから製品およびデリバティブを削除し、ディスク上のコピーを破棄したこと、(iii) 終了または満了後10日以内に、製品とデリバティブのコピーをすべて削除または破棄したことを書面でDigitalGlobeに証明するものとします。本ライセンス条項の終了または満了によって、終了または満了の発効日以前に発生した両当事者の義務が軽減されるものではありません。

13. 一般条項

- 13.1 契約全体。**本ライセンス条項は、製品の使用に関して両当事者間で完全な同意を構成し、口頭または書面に関わらず、以前および同時期の合意、理解、取り決めにとって代わるものとしします。
- 13.2 割り当て。**カスタマーは、DigitalGlobe の書面による事前の同意なく、全体的または部分的な法律の適用による移転であったとしても、本ライセンス条項に基づく権利の移転または譲渡、義務の軽減をすることはできません。本条に違反して行われる譲渡または移転は無効となります。本ライセンス条項は、当事者、各当事者の承認された後任者、譲受人を拘束し、効力を生じるものとしします。
- 13.3 修正。**本ライセンス条項に関することを書面で、両当事者が署名することによってのみ、本ライセンス条項を修正、補正することができるものとしします。
- 13.4 権利放棄。**本ライセンス条項の規定の実行を必要とする一方の当事者による不履行または遅延が権利放棄を構成するものではありません。権利放棄はすべて、権利放棄を行う当事者によって、書面で署名されなければなりません。特定の事例での権利または救済の当事者による権利放棄は、その後の事例において、同一または異なる権利、救済の権利放棄として構成されることはありません。
- 13.5 分離独立性条項。**本ライセンス条項のいずれかの条項が無効、違法、執行不可能である場合、その規定は、法律の下で許される最大の範囲において強制力を持ち、無効な条項の本来の意図と経済的条件と一致するように、言い換えられるものと見なされます。
- 13.6 法令の順守。**カスタマーは、事業の遂行において適用される法律、規制、その他の法的条件および本ライセンス条項を自ら遵守する責任を負い、アメリカ合衆国の連邦海外腐敗行為防止法や外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約など、これらすべての法律、規制、法的要件を遵守することに同意するものとしします。
- 13.7 国際取引の遵守。**製品は、関税、輸出管理法令、製品が製造、受領、使用されている国および米国の規則、輸出管理規則、国際武器取引規則の対象となります。カスタマーは、本ライセンス条項に基づく義務の遂行にあたり、これらの法律、規制、規則を遵守するものとしします。さらに、取引禁止顧客リスト、未検証リスト、エンティティリストなどのアメリカ合衆国財務省の外国資産管理局（以下「OFAC」）の要求に応じて、ブロック、禁止、制限されている個人および事業体に、カスタマーは製品を提供しないものとしします。一般的に違法行為または米国政府や DigitalGlobe の利益に反する方法で、有害な目的のために製品を使用する可能性が高い犯罪組織、テロ組織、その他のグループと直接的または間接的に、その事実を知りながら事業を行ってはいけません。カスタマーは、DigitalGlobe が定期的に要求する証明書および公式文書を DigitalGlobe に提供し、本ライセンス条項を遵守していることを証明するものとしします。
- 13.8 準拠法と紛争解決。**本ライセンス条項から生じる、またはこれに関連して発生するすべての問題は、カスタマーの所在地に基づいて、下記に定められる紛争解決方法を用いて、その法律に準拠するものとしします。

カスタマーの所在地	準拠法	本ライセンスから生じる、またはこれに関連する訴訟、裁判、法的手続き
北米、南米、中米の国	ニューヨーク法および適用されるアメリカ合衆国連邦法	ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所またはニューヨーク州裁判所に提起されるものとしします。
中国、香港、台湾	香港法	仲裁の通知が送達されると、現行の香港国際仲裁センター（以下「HKIAC」）仲裁規則に基づいて、HKIAC に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとしします。仲裁地は香港となります。
日本	日本法	仲裁の通知が送達されると、現行のロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）規則に基づいて、LCIA に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとしします。仲裁地はロンドンとなります。
韓国またはモンゴル	香港法	仲裁の通知が送達されると、現行のロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）規則に基づいて、LCIA に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとしします。仲裁地はロンドンとなります。
オーストラリア、ニューカレドニア、ニュージーランド、南太平洋諸島	オーストラリア・ニューサウスウェールズ法	オーストラリア・シドニーの州裁判所および連邦裁判所に提起されるものとしします。
アジア太平洋地域内のその他の国	シンガポール法	仲裁の通知が送達されると、現行のシンガポール国際仲裁センター（以下「SIAC」）仲裁規則に基づいて、SIAC に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとしします。仲裁地はシンガポールとなります。
ヨーロッパ、中東、アフリカの国	イングランドおよびウェールズ法	仲裁の通知が送達されると、現行のロンドン国際仲裁裁判所（以下「LCIA」）規則に基づいて、LCIA に送致され、最終的に仲裁によって解決されるものとしします。仲裁地はロンドンとなります。

各当事者は、上記に定められる該当する専属管轄権の裁判所に取消不能な方法で従うものとします。ただし、各当事者は、一時的または永久的差止命令または衡平法上の救済を、事物管轄を有する世界の裁判所に求める権利を有します。仲裁に関しては、1名の仲裁人が選ばれ、手続きは英語で行われるものとします。本ライセンス事項に関する法的措置、仲裁、調停を進める当事者または両当事者は、訴訟または上訴に関わらず、合理的な弁護士費用、その他の経費、発生した支出を回収する権利が、その他の救済に加え付与されるものとします。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約が本ライセンス条項には適用されないことに同意するものとします。

13.9通知。 契約終了または違反に関するすべての通知は英語で書かれ、相手方当事者の法務部宛に送達されなければなりません。DigitalGlobe への通知の宛先は legalservices@digitalglobe.com です。通知は受領をもって受信が認められ、適用の対象となる場合は、書面、自動領収書、電子ログの受信によって証明されるものとします。

13.10 支配言語。 本ライセンス条項は、英語のみで作成されるものとします。英語がすべての点において支配言語となり、本ライセンス条項のその他の言語版は便宜のために用いられるもので、両当事者を拘束するものではありません。

14. 定義

「**DigitalGlobe プラットフォーム**」とは、インターネット (DigitalGlobe のクラウドサービスおよびサブスクリプションサービスおよび地理空間的ビッグデータプラットフォームを含むがそれに制限されない) を経由して、その他の画像製品をカスタマーが利用できるようにするために DigitalGlobe が使用するコンピュータハードウェア、ソフトウェア、およびその他のすべてのリソースなど、DigitalGlobe が提供する技術プラットフォームを意味します。

「**NGO/GDO ディスカウント**」とは、非政府、非営利組織、世界的な開発組織であり、協力プロジェクト、教育、訓練、その他の人道、発展、監視活動にそれぞれで貢献するカスタマーに特別に提供されるディスカウントを意味します。

「**アフィリエイト**」とは、カスタマーによって支配、または共通支配される法人であり、ここで「支配」とは、(a) 法人の持分または受益権の少なくとも 50% の所有権を有すること、(b) 投票の権利、取締役または法人の他の運営組織の過半数を任命する権利を有すること、(c) 指揮を取る力、当事者の管理および政策の方向性を何らかの方法によって示すことができる力を有することを意味します。

「**ウイルス**」とは、ソフトウェアおよび処理環境に対して脅威、感染、攻撃、破壊、詐取、混乱、損害、無効、変更、阻害、悪意を持ってシャットダウンを行う可能性のある、またはそれを目的として開発されるコンピュータ命令、デバイス、技術を意味します。

「**カスタマー**」とは、DigitalGlobe から直接、または認定販売代理店から、該当する製品を使用するためのライセンスを購入した個人、法人、政府機関を意味します。

「**カスタマー契約**」とは、(a) 直接、DigitalGlobe から製品使用ライセンスを購入するカスタマーにとっては、本ライセンス条項を参照する当該の注文確認および製品の利用規約から成る契約を意味し、(b) 認定販売代理店から製品使用ライセンスを購入するカスタマーにとっては、認定販売代理店とカスタマー間の契約を意味します。

「**画像製品**」とは、カスタマー契約でより詳細に定められ、製品を介してアクセス可能なメタデータを含む、DigitalGlobe が所有または管理する航空写真、衛星画像、その他のデータを意味します。

「**画像デリバティブ**」とは、本ライセンス条項の第 1 条 1 項 (a) (ii) (2) または第 1 条 2 項 (a) (ii) (2) に従ってカスタマーが作成し、技術処理を使用して変更された画像製品の画像データを含むデリバティブ、またはその他のデータを追加するデリバティブを意味します。画像デリバティブには、オルソ補正、パン、MS、パンシャープン画像、DEM、DSM、DTM、TIN、およびポイントクラウド標高モデル (3D および構築モデル、深淺測量、および海底マッピングを含むがそれに限定されない) が含まれます。画像デリバティブはデータ製品から作成できません。

「**期間**」とは、本ライセンス条項の第 4 条で定められる、ダウンロードした画像を含む製品をカスタマーが使用する権利が付与される期間を意味します。

「**機能デリバティブ**」とは、カスタマーが本ライセンス条項の第 1 条 1 項 (a) (ii) (1) または第 1 条 2 項 (a) (ii) (1) に従って作成し、画像製品の画像データを含まず、画像製品の画像データからの逆変換やカップリング解除を行うことのできない画像データのデリバティブを意味します。具体的には、オルソ補正、パン、MS、パンシャープン画像、DEM、DSM、DTM、TIN、およびポイントクラウド標高モデル (3D および構築モデル、深淺測量、海底マッピングを含むがそれに制限されない) を意味します。

「**グループ**」とは、カスタマーおよびグループメンバーを意味します。

「**グループメンバー**」とは、(a) 1 つのカスタマーのアフィリエイト、または (b) 本ライセンス条項の第 2 条で許諾されている、カスタマーが製品のサブライセンスを付与する、カスタマーとして同じ政府レベルの一部である 1 つの政府機関を意味します。

「**契約者**」とは、直接、またはコンサルティング会社、その他の法人を通じて、カスタマーを代表して、カスタマーまたはグループメンバーの利益のためにサービスを提供する、カスタマーまたはグループメンバーによって契約される個人を意味します。

「コンテンツ」とは、DigitalGlobe プラットフォーム上で DigitalGlobe によってライセンス付与、提供、または製品に収録されている画像製品、ソフトウェア、アプリケーション、API、ツール、アルゴリズム、メタデータ、シェープファイル、その他のデータを意味します。

「サブスクリプションサービスライセンス」とは、本ライセンス条項に従って DigitalGlobe からカスタマーに付与されるライセンスを意味します。

「サブスクリプションモデル」とは、本ライセンス条項の第 1 条 1 項に規定されるライセンスモデルを意味します。

「シート」とは、該当するカスタマー契約で定められる通り、製品にアクセスおよび使用できる製品の認定ユーザーアカウントの数を意味します。同時にシートを利用できるのは 1 人の認定ユーザーだけです。複数の認定ユーザーが同じシートを利用することは認められていません。

「商業目的」とは、料金またはその他の対価と引き換えに行われる再配布、再送信、公開のことで、(a) 広告、(b) マーケティング、プロモーション資料、カスタマー、クライアント、雇用主、従業員を代表して、またはカスタマーの利益のためのサービスでの使用、(c) 販売資料またはサービスでの使用、手数料や料金の支払いまたは受け取りが発生するサービスでの使用、(d) 書籍、ニュース出版物、新聞での使用が含まれます。

「製品」とは、該当するカスタマー契約で定められる通り、DigitalGlobe プラットフォームを介して配信される画像製品やその他のコンテンツで構成されるサブスクリプション製品を意味します。

「製品仕様」とは、各製品に関して、DigitalGlobe が公開しており、<https://www.digitalglobe.com/legal/information> で入手可能な説明および仕様を意味します。

「製品の利用規約」は、DigitalGlobe がカスタマーに提供する製品に関連し、<https://www.digitalglobe.com/legal/information> から入手可能な製品の利用規約を意味します。

「第三者」とは、本契約に関与せず、DigitalGlobe のアフィリエイトでもない個人、法人、有限会社、パートナーシップ、その他の組織、または政府機関を意味します。

「第三者コンテンツ」とは、第三者が所有し、DigitalGlobe またはそのアフィリエイトの所有ではないコンテンツ、ソフトウェア、その他のデータを意味します。

「ダウンロード画像」には、本ライセンス条項の第 1 条 3 項で定められる意味が含まれます。

「知的財産権」とは、過去、現在、将来すべての企業秘密権、特許権、著作権、著作者人格権、契約権、商標権、サービスマーク、その他の管轄の所有権を意味し、それには、発明、ソフトウェア、ドメイン名、ノウハウ、技術、方法、プロセス、情報、技術の権利も含まれます。

「注文確認」とは、DigitalGlobe が準備し、DigitalGlobe がカスタマーにライセンスを提供する製品を規定する契約またはその他の文書、およびカスタマーが許諾する関連条項を意味します。推定料金を含む見積りは注文確認ではありません。

「デリバティブ」とは、画像製品（カスタマーに提供されるフォーマットから別のフォーマットやメディアへの製品の再フォーマット、データ、製品、または製品のコンテンツの追加や抽出、および製品のコピーや複製を含むがそれに限定されない）に関する追加、改善、更新、変更、変換、適用、またはデリバティブ作業を意味します。デリバティブは、画像デリバティブまたは機能デリバティブのいずれかです。

「トランザクション」とは、DigitalGlobe Basemap サービスを介して、1 つの 1024 ピクセル×1024 ピクセル WMS（ウェブマップサービス）画像にアクセスするためのトランザクションを意味します。

「トランザクションモデル」とは、本ライセンス条項の第 1 条 2 項に規定されるライセンスモデルを意味します。

「内部使用」とは、商業目的ではなく、場合に応じて、カスタマーまたはグループメンバーの内部事業目的のみににおいて、製品および許諾されたデリバティブを活用することを意味します。

「認定ユーザー」とは、カスタマーまたはグループメンバーによって製品の使用を認められている従業員または契約者を意味します。

「認定販売代理店」とは、DigitalGlobe によって製品を使用するためのライセンスの販売を認定されている販売代理店を意味します。

「発効日」とは、カスタマー契約に規定される発効日を意味します。

「無効デバイス」とは、DigitalGlobe クラウドサービスまたはサブスクリプションサービスを妨害、無効化、損傷、または何らかの方法で動作を妨げ、不正アクセスを提供するウイルスを含むコンピュータソフトウェア、コード、デバイスを意味します。